

医療保険関係通知

大雪地区広域連合での国民健康保険事業及び老人保健事業の実施に伴う被保険者証等及び医療受給者証の保険者（市町村）番号の設定等について

大雪地区広域連合は、平成16年4月1日から東神楽町、東川町及び美瑛町の3町を区域とする国民健康保険事業及び老人保健事業（医療等に限る）を実施することになりました。

このことに伴い、大雪地区広域連合の国民健康保険の保険者番号及び老人保健の市町村番号が次のとおり設定（3町の区域ごとに従来の3町の保険者（市町村）番号と同一）されることになりました。

なお、国民健康保険被保険者証等の切替は次のとおり行われます。

【国民健康保険保険者番号の設定について】

次のとおり保険者番号が設定され、平成16年4月1日から適用される。

保険者名	保険者番号					摘要
	区分	法別番号	都道府県番号	保険者番号	検証番号	
大雪地区広域連合	国保一般		01	120	5	東神楽町の区域
	国保退職	67	01	120	5	
	国保一般		01	125	4	東川町の区域
	国保退職	67	01	125	4	
	国保一般		01	126	2	美瑛町の区域
	国保退職	67	01	126	2	

（平成16年3月31日までの保険者番号）

保険者名	保険者番号					摘要
	区分	法別番号	都道府県番号	保険者番号	検証番号	
東神楽町	国保一般		01	120	5	
	国保退職	67	01	120	5	
東川町	国保一般		01	125	4	
	国保退職	67	01	125	4	
美瑛町	国保一般		01	126	2	
	国保退職	67	01	126	2	

【老人保健市町村番号の設定について】

次のとおり市町村番号が設定され、平成16年4月1日から適用される。

保険者名	市町村番号				概要
	法別番号	都道府県番号	保険者番号	検証番号	
大雪地区広域連合	27	01	120	4	東神楽町の区域
	27	01	125	3	東川町の区域
	27	01	126	1	美瑛町の区域

(平成16年3月31日までの市町村番号)

保険者名	市町村番号				概要
	法別番号	都道府県番号	保険者番号	検証番号	
東神楽町	27	01	120	4	
東川町	27	01	125	3	
美瑛町	27	01	126	1	

【国民健康保険被保険者証等の切替について】

- 大雪地区広域連合の被保険者証等の切替は、平成16年3月31日までに完了し、発行期日は平成16年4月1日とする。
- なお、旧被保険者証等は平成16年3月31日まで有効です。
- 新たに発行する被保険者証は個人ごとにカード式とする。

【老人保健医療受給者証等の切替について】

- 大雪地区広域連合の医療受給者証等の切替は、平成16年3月31日までに完了し、発行期日は平成16年4月1日とする。
- なお、旧医療受給者証等は平成16年3月31日まで有効です。
- 新たに発行する医療受給者証等の紙質は上質、色は白色とし、文字は黒色刷りとする。

【北海道保健福祉部国民健康保険課】

大雪地区広域連合での国民健康保険事業及び老人保健事業の実施に伴う診療報酬請求方法等について

1 診療報酬請求方法について

保険者名(市町村名)は「大雪地区広域連合」と記載します。なお、下に()書きで町名を記載することが望ましい。また、明細書の綴りつ方法は現行どおり保険者番号ごとに綴りつ集計し、本会へ提出願います。

- (例) 保険者番号01.120.5～大雪地区広域連合
(東神楽町)
保険者番号01.125.4～大雪地区広域連合
(東川町)
保険者番号01.126.2～大雪地区広域連合
(美瑛町)

なお、重度心身障害者医療費請求書及び母子家庭等医療費請求書については、従来どおり市町村名は東神楽町・東川町・美瑛町で請求願います。

2 増減点・返戻通知書の記載について

- ① 増減点・返戻通知書(様式第4号)の保険者名は次のとおり記載します。

(例)

保険者番号01.120.5～大雪地区広域連合⇒広域(東神楽)と表示

保険者番号01.125.4～大雪地区広域連合⇒広域(東川)と表示

保険者番号01.126.2～大雪地区広域連合⇒広域(美瑛)と表示

② 増減点・返戻通知書(2次)の保険者名は次のとおり記載します。

(例)

保険者番号01.120.5～大雪地区広域連合⇒大雪地区広域(東神楽)と印字

保険者番号01.125.4～大雪地区広域連合⇒大雪地区広域(東川)と印字

保険者番号01.126.2～大雪地区広域連合⇒大雪地区広域(美瑛)と印字

3 その他

上記については、5月提出分(4月診療分)からの取扱いとし、平成16年3月診療分以前(月遅れ分)の診療分、また、回収もれ等で旧数保険者証等を使用した場合においても、保険者名(市町村名)は大雪地区広域連合として「上記!」の請求方法にて請求願います。

[北海道国民健康保険団体連合会]

支払基金に対する診療報酬請求書等の請求方法等につきましては、従前どおりであり変更ありません。

[北海道社会保険診療報酬支払基金]

給付割合の変更について

下記保険者の給付割合が本年4月1日から変更となりましたので、お知らせいたします。

記

保険者名 建設連合国民健康保険組合

(233064)

種 別	給 付 割 合		備 考
	変 更 前	変 更 後	
組 合 員	8 割	7 割	
家 族	7 割	7 割	変更なし